新設分割に係る事後開示事項

2026年10月26日

株式会社きちりホールディングス
株式会社Ｅｎｂｕｄｄｙ

2026年10月26日

新設分割に係る事後開示事項

（新設分割会社）
大阪府大阪市中央区安土町二丁目３番13号
株式会社きちりホールディングス
代表取締役社長　平川　昌紀

（新設分割設立会社）
東京都渋谷区渋谷一丁目17番２号
株式会社Ｅｎｂｕｄｄｙ
代表取締役　松藤　慎治

株式会社きちりホールディングス（以下「当社」といいます。）は、2026年９月７日付新設分割計画書（以下「本計画書」といいます。）に基づき、2026年10月１日を効力発生日として、当社の地方創生事業（以下「対象事業」といいます。）に関して有する権利義務を、新たに設立した株式会社Ｅｎｂｕｄｄｙ（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。本件分割に関する会社法第811条第１項第１号及び会社法施行規則第209条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

記

１．新設分割が効力を生じた日（会社法施行規則第209条第１号）
2026年10月１日

２．会社法第805条の２の規定による手続の経過（会社法施行規則第209条第２号）
本件分割は、会社法第805条に定める簡易新設分割であるため、同法第805条の２ただし書の定めにより、株主による差止請求の対象とはなりません。

３．会社法第806条、第808条及び第810条の規定による手続の経過（会社法施行規則第209条第３号）

（１）反対株主の株式買取請求手続（会社法第806条）
本件分割は、会社法第805条に定める簡易新設分割であるため、同法第806条第１項第２号の定めにより、反対株主の株式買取請求権は生じません。

（２）新株予約権買取請求手続（会社法第808条）
新設会社は、本件分割に際して当社の新株予約権者に対して新設会社の新株予約権等を交付していないため、会社法第808条に定める新株予約権買取請求権は生じません。

（３）債権者異議手続（会社法第810条）

新設会社は、本計画書第６条第２項に基づき、当社から承継する債務を重畳的に承継しており、当社は引き続き新設会社と連帯して当該債務の弁済・履行の責任を負います。したがって、当社の債権者は本件分割後も当社に対して債務の履行を請求することができるため、会社法第810条に定める債権者異議手続は行っておりません。

４．新設分割により新設分割設立会社が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第209条第４号）

新設会社は、本計画書の定めに従い、効力発生日において、当社から対象事業に属する資産、負債、契約上の地位及び雇用契約その他の権利義務（許認可等を含む。）を承継いたしました。

効力発生日において新設会社が承継した資産及び負債の額は、以下のとおりです。

資産	帳簿価額	負債	帳簿価額
売掛金	53,466千円	未払金	211,708千円
立替金	3,275千円	未払費用	1,643千円
前払費用	231千円	預り金	428千円
未収入金	205,631千円		
合計	262,605千円	合計	213,780千円

（注１）金額は2026年９月30日現在の帳簿価額であり、千円未満を切り捨てて表示しております。

（注２）未収入金には、当社に対する未収入金9,600千円を含みます。

（注３）合計欄は円単位で合算した額の千円未満を切り捨てて表示しているため、各項目の合計とは一致しない場合があります。

なお、新設会社は、本計画書第６条第２項に基づき、当社から承継する債務を重畳的に承継しており、当社は引き続き新設会社と連帯して当該債務の弁済・履行の責任を負います。

また、新設会社は、対象事業に関して当社が締結している売買基本契約、賃貸借契約、業務委託契約、秘密保持契約その他一切の契約上の地位並びに対象事業に主として従事する従業員（15名）との労働契約を承継いたしました。

なお、本計画書別紙２記載のプライバシーマークについては、制度上新設会社への付与の地位の継続が認められないため、新設会社において別途付与適格性審査を申請する予定です。

５．前各号に掲げるもののほか、新設分割に関する重要な事項（会社法施行規則第209条第５号）

（１）新設会社の概要

商号	株式会社Ｅｎｂｕｄｄｙ
本店所在地	東京都渋谷区渋谷一丁目17番２号
役員	代表取締役　松藤　慎治 取締役　平川　昌紀 取締役　宮本　真生 監査役　長鋪　潤
資本金	10,000,000円
発行済株式数	普通株式1,000株（全て当社が保有）
発行可能株式総数	5,000株
決算期	６月30日

（２）新設分割登記

2026年10月１日に、新設会社の設立登記及び当社の分割による変更登記を申請いたしました。

（３）労働契約の承継

本計画書別紙３記載の従業員15名の労働契約を新設会社に承継いたしました。

その他、本件分割に関する重要な事項はありません。

以上